

令和5年私立学校法改正に伴う「寄附行為」の変更について

令和5年に私立学校法が改正されたことに伴い、すべての学校法人で「寄附行為」(会社における定款に該当するもの)※を変更する必要があります。この変更は非常に煩雑な作業であると察しますが、一方で文部科学省や各都道府県ではサンプルや作成マニュアル等も用意されています。そこで今回は「学校法人寄附行為作成例(文部科学省管轄学校法人向け)」等を参考に寄附行為変更のいくつかの内容について考察していきます。

※「寄附行為」とは、学校法人の組織構成や会計に関する規則等、学校法人の運営に関する基本的な規則を記した文書です。一般的な会社の「定款」に相当しますが、学校法人や医療法人では「寄附行為」という用語が使われています。「寄附行為」というと「行為」自体のことを指すと思いがちですが、多くの場合はこの「文書」の意味で使用されます。ただし、寄附行為を「行為」として使用することもあります。その場合は「学校法人を設立する行為そのもの」を意味します。学校法人の設立に際して、財産の寄附が必要となるためです。このように「寄附行為」には2つの意味があるのですが、文脈を理解していれば区別がつけられると思われます。

理事選任機関(寄附行為第7条)

今回の重要な変更点の一つとして「理事選任機関」の明記が挙げられます。改正前では理事の選任については寄附行為の定めによっていましたが、改正で「理事選任機関」が新たに設けられました。理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられていますが、「作成例」には理事選任機関として3つの例が挙げられています(下記参照)ので、このうちから選択するケースが多くなるのではないのでしょうか。

(理事選任機関)

例示	条項の例(第1項のみ)
例1 評議員会を理事選任機関とする場合	この法人の理事選任機関は、評議員会とする。
例2 独立した理事選任機関を置く場合	この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。
例3 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合	この法人に、次の理事選任機関を置く。 一 理事会 二 評議員会 三 外部理事選任委員会

理事の解任及び退任（寄附行為第11条）

理事は解任事由がある場合に当該理事を選任した理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができることになっています。したがって、例3のように理事選任機関が複数にわたる場合は各々の機関で選任した理事を各々の機関で解任することになります（単独の機関ですべての理事の解任決議を実施することはできません）。

解任事由（下記参照）については若干の変更はありますが、1号2号以外に寄附行為で項目を加え内容を変更することが可能です（改正私立学校法第33条第1項第3号）。

解任決議について、旧作成例では「理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員の議決」により解任できるとありましたが、新しい作成例では普通決議で解任ができるような文言になっています。ただし、こちらについても決議要件を寄附行為で定めることが可能となっています（改正私立学校法第33条第1項）。

（理事の解任事由）

理事の解任及び退任（作成例）

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき
- ③ 理事としてふさわしくない非行があったとき



理事の定数（寄附行為第6条）

理事の定数については、特に改正後も寄附行為の記載に変更はない（ただし、「〇人」という記載が「〇名」に変更）のですが、「他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない（改正私立学校法第31条第7項）」とあるので、実際に定数を記載する際には注意が必要になります。

例えば、ある理事の親族を理事に2名入れている場合に、うっかり定数を5名としてしまうとこの条文に抵触してしまうことになります。

評議員の選任（寄附行為第33条）

次に評議員ですが、評議員の選任については、（例1:評議員会で評議員を選任する場合）（例2:充て職や複数の機関で評議員を選任する場合）の二つが挙げられています。例1と例2の相違ですが、例1ではすべての評議員を評議員会で選任するのに対して、例2では、大学の学部長等を充て職としつつ、職員・卒業生は評議員会、学識経験者は評議員選任委員会で選任します。

例1は評議員会の監視機能が強化されますが、執行機関の独立性が制限されます。例2は選任の手続きが煩雑になりますが、執行機関の経営の自由度が高まります。ただし、理事や理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えることはできません。また、職員の評議員も総数の3分の1を超えることはできません（改正私立学校法第62条第5項）。

評議員の選任（寄附行為第33条）

評議員の定数については、6名以上でかつ理事の定数を超えなければなりません（改正私立学校法第18条第2項）。また、任期については、寄附行為で定める期間（上限6年）以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時まで（改正私立学校法第63条第1項）でかつ理事の任期は評議員の任期を超えることができない点に留意が必要です。

おわりに

今回は、寄附行為の変更のうち、理事・評議員の重要な留意点について取り上げましたが、このほかの留意点については下記の参考サイトを参照いただければと思います。

参考サイト

【文部科学省】私立学校法の改正について（令和5年改正）～寄附行為作成例～
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

【文部科学省】改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請（令和6年7月以降受付）について（文部科学大臣所轄学校法人）～改正私学法に対応する寄附行為変更申請マニュアル～
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00002.html

辻・本郷 税理士法人 医療&パブリックグループは、医療・介護を中心に、公益法人、地方公共団体、学校法人等の公的分野における専門チームです。長年にわたり培ってきた豊富なノウハウや人材を結集し、近年、公的分野における税務コンサルティングを強化・推進しております。お客様への経営力向上に向けて、ご相談、お問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせください。

TH Picks for Association & Foundation 2024.12月号 発行元：辻・本郷 税理士法人 公益法人部